

葛飾区子育て支援事業での児童虐待の防止について

公募委員

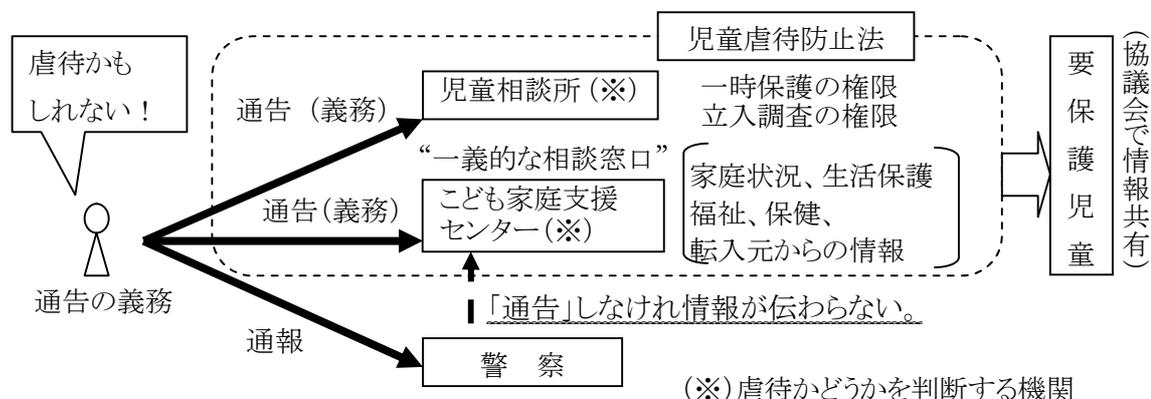
今年1月に葛飾区で2歳の女の子が父親からの虐待を受け亡くなりました。この事件は、児童相談所の見守りや、住民から警察に通報があった中で発生しており、関係機関が連携して助けてあげられなかったのかと悔やまれます。

後期子育て支援行動計画では、関係機関で連携した虐待の予防に取り組まれています。より漏れなく行うためにも、住民からの相談を関係機関が協力して受け止めて、支援につなげられる計画にしていきたいと、意見を提出します。

住民からの虐待相談の対応(現状)

住民は虐待の疑いがあるとき、区センター、児童相談所のほか、緊急時には警察に通報しています。

児童相談所や区センターに通報した場合は、児童虐待防止法の「通告」となり、要保護児童対策地域協議会などで情報共有されます。しかし、警察に通報した場合は、警察が調査して“警察自身が虐待の疑いありと判断し”あらためて「通告」しなければ、区センターや児童相談所に伝わらず、情報共有もできません。(守秘義務が優先される。)



住民がどの機関に通報(通告)しても、関係機関で情報共有され、連携して対応してもらえる体制を望みます。

関係機関が連携して児童虐待に対応するための事業(案)

- 警察向けの児童虐待の調査ガイドの作成(協議会の事業として)
 - ・虐待を疑わせる兆候(調査時の親の態度、こどもの様子、家庭状況など)
 - ・警察が調査するうえで、児童相談所や葛飾区ができる協力の中身
 - ・長所を活かした役割分担(緊急時の安全確保は警察、虐待の判断は通告先)
→警察に“虐待を疑う目”を持ってもらうために、区と児童相談所が技術的支援を行う。

○ 区、児童相談所、警察が協力した児童虐待防止の啓発

各機関がばらばらで行っている啓発活動をまとめることで、関係機関が連携している安心感を住民に与える。また、広報は、スーパーや集合住宅の掲示板などで行うなど、子育て施設を使わない住民や、父親の目にもふれるように工夫して欲しい。

・まさに虐待が行われている時は警察に通報が必要だが、あわせて児童相談所や区センターに通告が必要なこと。

→警察が現場で判断に迷っても、もれなく通告され情報共有できるように。

・虐待としつけのちがいがい

・Q&A(秘密厳守、通告すると虐待がひどくなる？、心配な親への接し方、面倒？)

その他の児童虐待の防止のための事業(案)

○ 子育てに行き詰ったときのショートステイ

虐待しそうだと思ったときに、すぐに親と子どもが距離を置けるようなショートステイ。

・緊急の受け入れも出来るように。

(現在は5日前までに区センターに連絡にすることになっている。緊急時、閉庁時には、施設への直接連絡して後日の申請でよい自治体もある。)

・利用登録を簡単にできるように。また、困る前の登録を推奨する。

・料金は通常より安く。また、料金をわかりやすく広報して欲しい。

・虐待の被害が多い2歳未満の受け皿も設ける。

・協力家庭による地域での預かりができるようにする。

・ショートステイの「利用条件：保護者が疾病、出産、親族の介護、仕事等の場合」(葛飾区 HP)に、「子育てがつかなくなった時」をはっきり書いてほしい。

○ 24時間対応型の相談電話

専門的でなくてもいいので、子育てがつかなくなった時に、とりあえず話を聞いてもらえる窓口。

○ 生活保護担当と協力した虐待の防止(虐待防止早期支援事業の一部として)

経済的困窮が、児童虐待のリスク要因となっていることから、家庭状況を把握している生活保護担当と連携して、虐待予防に取り組んでもらいたい。